

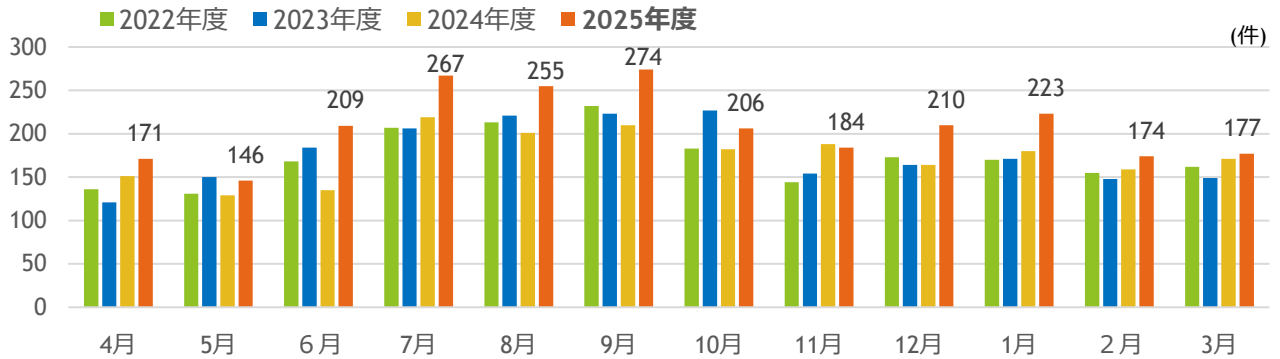
家電製品PLセンター インフォメーション 《2026年3月》

1. 相談等受付概況

*相談等受付件数：2026年3月177件(前年比104%)

3月度の相談受付件数は177件(前年比104%)でした。

製品別では、ルームエアコンが20件と最も多く、次いで冷蔵庫が18件、洗濯機が11件、冷蔵庫、テレビが10件でした。



*相談等受付区分別件数：2026年3月

(件)

相談内容 相談者	相談内容						合計	前年比	構成比
	拡大 損害事故	非拡大 損害事故	損害事故 相談	一般 相談	相談 案件計	斡旋・裁定 案件			
一般消費者	10	1	11	136	147	0	147	105%	83%
事業者	0	0	0	4	4	0	4	100%	2%
行政	2	0	2	24	26	0	26	96%	15%
その他	0	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	12	1	13	164	177	0	177	104%	100%
前年比	171%	33%	130%	102%	104%	-	104%		
構成比	7%	1%	7%	93%	100%	-	100%		

*相談等受付区分別件数：2025年4月～2026年3月累計

(件)

相談内容 相談者	相談内容						合計	前年比	構成比
	拡大 損害事故	非拡大 損害事故	損害事故 相談	一般 相談	相談 案件計	斡旋・裁定 案件			
一般消費者	116	22	138	1,783	1,921	3	1,924	123%	77%
事業者	0	2	2	47	49	0	49	169%	2%
行政	20	3	23	493	516	0	516	110%	21%
その他	0	0	0	7	7	0	7	21%	0%
合計	136	27	163	2,330	2,493	3	2,496	119%	100%
前年比	90%	40%	75%	125%	119%	-	119%		
構成比	5%	1%	7%	93%	100%	-	100%		

2. 主な拡大損害事故相談事例

- * [ジャーボット] 6年位前に購入した電気ケトル。使用中にコンセントプラグ根元付近から発火し、壁クロスが少し焦げた。調査のためメーカーに製品を送付したところ、「経年劣化によるもので、製品の問題では無い。」との回答。メーカーの対応に問題はないか。【消費者】
- * [洗濯機] 毛布モードで使用したところ大量の水漏れが発生、洗面所が水浸しになった。メーカーより水量を減らした使用方法を案内されたが症状改善せず、返金提案を受けている。異臭がしており洗面所の床下の腐食が懸念され、住宅メーカーへ調査依頼中。今後の対応について相談したい。【消費者】
- * [洗濯機] 量販店で購入したタテ型洗濯乾燥機。シーツ2枚を脱水時に大きく振動して本体が破損。ドアと背面の壁に穴が開いた。メーカーからは安全装置が作動する前に異常振動が発生したと想定され、修理は可能だが購入と同等の費用が発生するとの回答。無理に大量の洗濯物を投入した認識はなく、本体だけでも無償対応の交渉をしたい。【消費者】
- * [電気温風器] 2025年12月にネット通販で購入した海外製セラミックヒーター。2026年2月に製品より発火し、脱衣場の壁やドアに被害。消防通報後、製品はNITEで調査し製品起因と判定。損害賠償額の交渉について助言が欲しい。【消費者】
- * [ヘアドライヤー] 未使用時に製品ハンドル部が爆発し破損・融解した（コンセントは差している状態）。消防通報し、メーカーが現品を回収、調査するも原因特定はできず、状況より製品外の原因と推測された。コンセント交換の交渉は可能か。【消費者】
- * [その他音響機器] キッチンカーで使用しているポータブルスピーカーが爆発し周囲が焦げた。メーカーにはこれから製品を送付予定。交渉の進め方について助言が欲しい。【消費者】
- * [その他音響機器] 2022年に量販店で購入したポータブルスピーカー。充電中に爆発・発煙しマットレス他が焦げた。消防通報済みで現品はこれから回収、調査予定。メーカーへメールで連絡したがいまだに連絡が無い。今後の進め方について助言が欲しい。【消費者】

3. 斡旋または裁定案件

- * 今月の斡旋または裁定案件の受付はありません。

<用語の説明>

- 損害事故相談：家電製品が原因と思われる損害事故に係る相談。
 - ・拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われ、生命や身体、財産等への被害が生じた事故に係る相談。
 - ・非拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われる事故であって、拡大損害が生じなかった事故に係る相談。
- 一般相談：家電製品に関する損害事故以外の問合せや苦情等。
- 斡旋・裁定案件：家電製品が原因と思われる損害事故により、当センターが斡旋または裁定の手続をした案件。
- 事業者：家電製品の製造、販売、輸入、据付工事または修理等を行う者及び企業等。
- 行政：消費生活センター、官公庁、自治体等の行政機関。